

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第28号

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

京都市市民活動センター条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年3月30日京都市規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1を同表1 総合センターとし、同表に次のように加える改正規定中別表第1 2音響設備の項を次のように改める。

音響設備	一式につき1回	730
支柱及びネット（バレーボール用）	1組につき1時間	400
支柱及びネット（バドミントン用）	1組につき1時間	200
バスケットボール用ゴール	1対につき1時間	300
卓球台	1台につき1時間	200
ピアノ	1台につき1時間	300

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)